第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">終身建物賃貸借事業の認可の取消</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">高齢者の居住の安定確保に関する法律第69条第1項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td colspan="4">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)

高齢者の居住の安定確保に関する法律　第69条第1項
　別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">処分基準
設定年月日</td><td>平成23年6月9日</td><td>処分基準
最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">まちなみ共創部　まちなみ整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

処分基準

高齢者の居住の安定確保に関する法律

（事業の認可の取消し）
第六十九条　都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認可を取り消すことができる。

一第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二前条の規定による命令に違反したとき。

三不正な手段により事業の認可を受けたとき。